
第5回三朝町議会定例会会議録（第11日）

平成28年9月15日（木曜日）

議事日程

平成28年9月15日 午後3時開議

（委員長報告・討論・採決）

- 日程第1 議案第59号 平成28年度三朝町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第60号 平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第61号 平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第62号 平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第63号 平成28年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第64号 平成27年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第65号 平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第66号 平成27年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第67号 平成27年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第68号 平成27年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第69号 平成27年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第70号 平成27年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第71号 平成27年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第72号 平成27年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第73号 平成27年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第74号 平成27年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第75号 平成27年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第76号 三朝町税条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第77号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第78号 三朝町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第79号 三朝町国民宿舎ブランナールみさきの指定管理者の指定について
- 日程第22 陳情第8号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を

求める陳情

- 日程第23 陳情第9号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、
2017年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議員提出議案第6号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか
るための、2017年度政府予算に係る意見書
- 日程第27 議員提出議案第7号 参議院選挙の合区の見直しに関する決議

本日の会議に付した事件

(委員長報告・討論・採決)

- 日程第1 議案第59号 平成28年度三朝町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第60号 平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第61号 平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第62号 平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第63号 平成28年度三朝町財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第64号 平成27年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第65号 平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第66号 平成27年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第9 議案第67号 平成27年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第68号 平成27年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第69号 平成27年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第70号 平成27年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第71号 平成27年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第72号 平成27年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第73号 平成27年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第74号 平成27年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第75号 平成27年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 日程第18 議案第76号 三朝町税条例等の一部改正について

- 日程第19 議案第77号 三朝町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第78号 三朝町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第79号 三朝町国民宿舎プランナールみささの指定管理者の指定について
- 日程第22 陳情第8号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情
- 日程第23 陳情第9号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議員提出議案第6号 少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書
- 日程第27 議員提出議案第7号 参議院選挙の合区の見直しに関する決議
- 追加日程第1 議案第80号 教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第2 議案第81号 教育委員会委員の任命について
- 追加日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（12名）

1番 石田 恭二	2番 吉田 道明
3番 池田 雅俊	4番 能見 貞明
5番 中 信 貴美代	6番 山口 博
7番 清 水 成 眞	8番 藤 井 克 孝
9番 平 井 満 博	10番 山 田 道 治
11番 牧 田 武 文	12番 福 田 茂 樹

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 山 根 猛 昭 副主幹 小 椋 智 子

説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田 秀光	副町長	岩山 靖尚
教育長	朝倉 聡	総務課長	西田 寛司
会計管理者	山中 恵子	財務課長	赤坂 英樹
町民税務課長	片岡 里美	福祉課長	新 寛
子育て健康課長	前田 敦子	農林課長	青木 大雄
企画観光課長	椎名 克秀	建設水道課長	米原 英章
教育総務課長	小椋 泰志	社会教育課長	松原 照宗
文化ホール館長	吉田 弘幸	危機管理課参事	佐々木 敦宏
教育総務課参事	河村 明浩	社会教育課参事	馬野 真由美
ブランナールみささ支配人	小椋 誠		

午後 3 時 0 0 分開議

○議長（福田 茂樹君） ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 議案第 59 号 から 日程第 21 号 議案第 79 号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第 1 から日程第 21 までの 21 件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第 1 から日程第 21 まで、すなわち議案第 59 号から議案第 79 号までの 21 件の議案を一括議題とします。

まず、付託議案に対する委員会の審査結果並びに結果の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会、清水成真委員長。

○一般会計決算審査特別委員会委員長（清水 成真君） 去る 9 月 7 日の本会議において、一般会計決算審査特別委員会に付託されました議案第 64 号、平成 27 年度三朝町一般会計歳入歳出決

算の認定について、9月12日、議長招集のもとに当役場会議室において、午前10時から委員会を開催、互選の結果、委員長に私、清水成眞、副委員長に山口博議員が選任され就任いたしました。委員会は5名全員出席を得て審査し、ここに会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員会の審査結果を報告いたします。

議案第64号、平成27年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、慎重審査した結果、認定すべきものと決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（福田 茂樹君） 次に、総務教育常任委員会、池田雅俊委員長。

○総務教育常任委員会委員長（池田 雅俊君） 本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案第59号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第2号）につきまして、これは原案否決すべきものと認定いたします。

その理由につきまして、議案第59号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第2号）について、この補正予算案の中の小学校統合事業費は、議員全員で構成された特別委員会の意向について平成30年統合という点しか反映されておらず、三朝町の義務教育の将来ビジョンを示すことなく小学校のみを新築したいとする本案は、一体型義務教育学校も模索できなくなるなど、教育委員会の説得力のない提案であったと言わざるを得ず、また、候補地についても7つだったものが4つに減らされていたことや、1月に示された土地取得のための費用が増額されていることなど、説得力に欠ける点が多く、その上、本案の全員協議会における対応も教育委員会の合議でなかったことも遺憾である。したがって、本案は甚だ理解しがたいものであり、よって否決すべきものである。なお、少数意見として直ちに実施すべしという意見があったことを報告します。

議案第60号、平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、これは原案可決すべきもの。

議案第61号、平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決すべきもの。

議案第63号、平成28年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）、原案可決すべきもの。

議案第65号、平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

議案第66号、平成27年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

議案第67号、平成27年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定

すべきもの。

議案第73号、平成27年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

議案第77号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決すべきもの。

議案第78号、三朝町介護保険条例の一部改正について、原案可決すべきもの。

議案第79号、三朝町国民宿舎ブランナルみささの指定管理者の指定について、原案可決すべきもの。

以上のように決したので、報告をいたします。

○議長（福田 茂樹君） 次に、産業民生常任委員会、能見貞明委員長。

○産業民生常任委員会委員長（能見 貞明君） 去る9月7日、本会議において産業民生常任委員会に付託されました議案につきまして、9月8日、当役場会議室において委員全員出席のもとに委員会を開催し、慎重審査した結果、お配りしております報告書のとおり、いずれも可決、認定すべきものと決定したので報告します。

○議長（福田 茂樹君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論、採決は、1件ごとに議案の順を追って行うことといたします。

議案第59号、平成28年度三朝町一般会計補正予算（第2号）について、討論ありませんか。

（「討論」と呼ぶ者あり）

討論がありますので、まず、本案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（福田 茂樹君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

7番、清水成真議員。

○議員（7番 清水 成真君） 私は、先ほど委員長報告ありました、平成28年度一般会計補正予算（第2号）について、原案に反対する立場で討論をいたします。

今回提案されました小学校統合事業費6,550万円につきましては、本年度当初予算に上程されたものと内容が余り変わりありません。教育委員会より、今回の予算について詳細な説明を8月29日の全員協議会において受けました。その際に、コンクリート3階建てから木造校舎に変更するということでありました。これにより、学校建設費も7,400万円上がることとなりました。また、このことは教育委員会として議論をされ合議をしたということでありましたが、今回

の全員協議会の説明の内容は教育委員会の合議ではなかったということでした。非常に残念であります。

小学校の耐震を急いだ理由は、先日の一般質問にも町長の答弁があったとおり、避難場所として活用する、また、いつ地震で倒壊するかわからない校舎で児童生徒をそんな危険なところに通わすことはできないという理由から、電源立地交付金を使い中学校の耐震工事と改修、小学校の耐震工事をしたわけであります。先日の吉田道明議員の一般質問にありましたが、町長は震度6は来ないと考えると答弁されたわけですが、震度6強の地震が三朝町に起こる可能性もないわけではありません。震度6の地震が来た場合、吉田議員は中学校の建物は倒れないが、2度とその建物に入ることはできないと言っておられます。そうであるならば、一般質問で行った準備は悲観的という言葉を出すときに、やはり最悪の事態を想定して物事を進めていくべきだと考えます。早急に中学校を含めた校舎一体型の新校舎の建設を急ぐべきではないのでしょうか。

そして、一般質問での教育長の答弁で、教育方針について10年間に変えずに進みたいというような発言がありました。この点についても、もっと柔軟性を持って考えるべきだと思っております。

次に、特別委員会の報告でありました、統合と新小学校建設を分けて考えるべきということでもあります。このことについては、議会が言っていることを少し勘違いされてるような答弁が一般質問でもありました。私は、議会としては同時進行でやることについては反対をしているわけではありません。ここで言っていることは、西小学校を平成30年までに十分な教育環境整備をしていくこと、そして同時進行でも構いませんが、小学校を含めた新小学校建設につきましては、もっと広く町民の理解を得ることが大事であることと言っているわけであります。町民の理解が得られないままに建設を進めることはできないと言っているのです。

教育長はよく、御理解くださいと言われておりますが、教育委員会の定例会の議事録もホームページでは昨年6月に更新した後、1年3カ月以上も更新されていません。これでは教育委員会が何を協議されたのか全くわからず、町民の理解を得る努力をしているとは思えないのであります。同じように、小学校統合準備委員会の報告も昨年の6月1日に開催された最初の第1回のみ報告であり、1年3カ月以上更新されることなく進んでおります。これでは町民への説明ができていないと言いたいと思っております。そして、説明資料もきちんとしたものがなく、一体どのような学校を目指していくのかははっきり見えてこないのが現状であります。

新校舎建設は特別委員会では、今後は三朝町の教育のあり方、また、新校舎の全体像を明らかにして広く町民に説明し、意見を吸い上げるべきであるとしております。しかし、教育委員会とし

ては、新校舎の建設は今回の予算が通ってから町民やP T Aに対して三朝町の教育のあり方、また新校舎の全体像を明らかにして意見や要望を伺いながら進めていくとしています。このことも議会の特別委員会の総括とは全く逆なのであります。総括では、まず教育委員会がどのような三朝町の教育のあり方を考えているのか、また新校舎の全体像はこんな校舎でありますという考え方を説明し、町民やP T Aの意見を吸い上げて、その考え方をもとに基本設計をしなくてはならないと考えています。

今回新たに木造校舎ということが出ました。まだP T Aの方々や町民にも説明していない段階で、議会に基本設計を含む予算を提案されるのはいかがなものかと思えます。建設予定地については、以前の西小学校東側ということで再検討されました。しかし、1月25日に出された7つの候補地のうち、再検討されたのは4つの候補地でありました。なぜ、あとの3つの候補地を外し再検討しなかったのか、常任委員会でも説明をいたしました。これに対しての明確な答弁が得られませんが、まことに残念であります。

建設予定地の土地買収について申し上げます。今回の債務負担行為の35億5,550万円の中で、民有地の用地買収価格についても1月25日の全員協議会で出された金額から増額され、9億5,000万円に膨らんでおります。なぜ増額になったのか、その理由についても明確な答弁がありませんでした。

建設予定地について申し上げます。建設予定地は民家に囲まれております。今後いろいろなことを想定する中で、あの西小学校東側の土地は全く発展性がないものであります。つまり、小学校以上に中学校が老朽化しておりますが、将来を見越したときに中学校の建設は避けては通れないことであり、国が進めている義務教育学校に移行しようとしても明らかに土地が足りません。また、今後の学童保育等を考えると、学校の近くで運営されることが望ましく、学校の中に学童保育の施設が併用されているところがたくさんあります。このようなことを考えると、西小学校の東側では民家に囲まれていることから発展性がないのではないかと考えるわけであり、

次に、特別委員会の総括では、三朝中学校の老朽化も含め義務教育学校を見据えた新小学校建設を検討すべきであるといったしました。教育長は一般質問で、中学校も含めた校舎建設の場合、新小学校建設費の約1.5倍の経費がかかると見込まれて、財政的に難しいと考えると答弁をされました。しかし、考えてみると、民有地を造成工事を含めて9億5,000万円ぐらいかかるわけですが、その建設する場所を公有地にして、その用地取得費を中学校を含めた新校舎の建設費にすれば可能なのではないのでしょうか。もう一度検討するに値すると思っております。監査委員の報告にもあるとおり、町債の発行が今年度11億円も膨らみました。将来的な財政負担を

考えると、やはり中学校も含めた校舎を建設すべきと考えています。

次に、前回の予算が3月に修正削除されてからの教育委員会の動きについても疑問が残ります。時間はあったわけですが、きょうまでの間、町民の理解を得る努力が見えなかったことは非常に残念であります。8月29日の全員協議会の説明で、三朝町の今後の教育は、小学校は小学校で、中学校は中学校でということが教育委員会で決定されたということでありました。にもかかわらず、義務教育学校について今後も検討していくということでありましたが、これも矛盾をしています。義務教育学校についても、中学校の今後を考えるとやはり早急に議論をしていく必要があると考えております。

以上のような理由から、今回の平成28年度一般会計補正予算（第2号）は、原案を否決すべきものと考えております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） ほかに討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論を終結し、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について起立によって採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 茂樹君） 起立少数であります。したがって、本案は、否決されました。

議案第60号、平成28年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第61号、平成28年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第62号、平成28年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第63号、平成28年度三朝町財産区特別会計補正予算（第1号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第64号、平成27年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第65号、平成27年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第66号、平成27年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第67号、平成27年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第68号、平成27年度三朝町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第69号、平成27年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第70号、平成27年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案を、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第71号、平成27年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第72号、平成27年度三朝町分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第73号、平成27年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第74号、平成27年度三朝町水道事業会計決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第75号、平成27年度三朝町国民宿舎事業会計決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第76号、三朝町税条例等の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第77号、三朝町国民健康保険税条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第78号、三朝町介護保険条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第79号、三朝町国民宿舎ブランナールみささの指定管理者の指定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 陳情第8号 から 日程第23 陳情第9号

○議長（福田 茂樹君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して日程第22から日程第23の2件の陳情を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第22から日程第23、すなわち陳情第8号から陳情第9号の2件の陳情を一括議題といたします。

本陳情に対する委員会の審査経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員会、池田雅俊委員長。

○総務教育常任委員会委員長（池田 雅俊君） 本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

陳情第8号、保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情。審査結果は趣旨採択とすべきもの。理由です。安倍政権下において保育士への賃金に対する方向性が示され、平成29年度予算でこれを実施されることが決まったことで処遇改善については一応クリアされた。また、配置基準については、これからの課題として残されたことを勘案し、趣旨採択とした。

陳情第9号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、20

17年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情。これは採択すべきもの。理由といたしまして、義務教育費国庫負担制度が3分の1のままであると、地方自治体にとって財政圧迫によるサービス低下を招くおそれがある。以上でございます。

○議長（福田 茂樹君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしのため、進行いたします。

討論、採決は1件ごとに陳情の順を追ってすることといたします。

陳情第8号、保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、趣旨採択と決定いたしました。

陳情第9号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択を求める陳情について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、委員長報告のとおり採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は、採択と決定いたしました。

日程第24 議員派遣について

○議長（福田 茂樹君） 日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付しておりますとおり、議員派遣をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣をすることに決定いたしました。

日程第 2 5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（福田 茂樹君） 日程第 2 5、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、議会広報常任委員会の各委員会からお手元に配付しているとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 2 6 議員提出議案第 6 号

○議長（福田 茂樹君） 日程第 2 6、議員提出議案第 6 号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

池田雅俊議員。

○議員（3 番 池田 雅俊君） 議員提出議案第 6 号、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書、このことについて次とおり内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣及び総務大臣に意見書を提出する。

少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書。3 5 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 3 5 人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、O E C D 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が小中高校の望ましい学級規模として、2 6 人から 3 0 人を上げています。このように、保護者も 3 0 人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子供たちへの合理的配慮への対応、外国につながる子供たちへの支援、いじめ、不登校等の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。さらに、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加し、今後は道徳の教科化や小学校段階での英語の教科化に向けての動きも進んでいます。こうしたことに学校現場が対応していくためには、少なくとも現在のままの教職員定数では十分に取り組むことができないということは明らかです。計画的な定数改善が必要です。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2017年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上であります。

○議長（福田 茂樹君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 7 議員提出議案第 7 号

○議長（福田 茂樹君） 日程第 2 7、議員提出議案第 7 号、参議院選挙の合区の見直しに関する決議について、提出者から提案理由の説明を求めます。

清水成真議員。

○議員（7 番 清水 成真君） 議員提出議案第 7 号、参議院選挙の合区の見直しに関する決議について、議会運営委員の皆さんの御賛同をいただいて議員提出をさせていただきました。議案書を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきますので、よろしく御審議していただき可決賜りますようお願い申し上げます。

参議院選挙の合区の見直しに関する決議。

参議院の選挙制度は、幾度かの制度改正を経て、現在の選挙区選挙と比例代表選挙による選挙が行われているが、地域代表としての各都道府県単位の選挙区という制度は堅持されてきていた。

今般、憲政史上初めて都道府県を越えた合区による選挙が実施されたところであるが、意思形成を図る上で都道府県が果たしてきた役割を考えたとき、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題であるとともに、地方創生に逆行しているとの批判もあるところである。

我が鳥取県及び島根県選挙区においては過去最低の投票率となり、また、自県を代表する議員が出せなかったことなど、合区を起因とした弊害も顕在化したところである。

国においては、昨年改正公職選挙法附則第 7 条において、平成 3 1 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院のあり方を踏まえて、選挙区間における議員 1 人当たりの人口の格差の是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするとしている。

我々三朝町議会は、この参議院選挙制度の抜本的見直しに当たっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、合区を見直して都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。以上、決議する。

平成 2 8 年 9 月 1 5 日。鳥取県東伯郡三朝町議会。

よろしく御審議をいただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福田 茂樹君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。

午後 3 時 4 2 分休憩

午後 3 時 4 2 分再開

○議長（福田 茂樹君） 再開します。

○議長（福田 茂樹君） お諮りします。ただいま町長から、議案第 8 0 号、議案第 8 1 号、諮問第 2 号の 3 件の議案が提出されました。これを追加して、追加日程第 1 から第 3 として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 8 0 号、議案第 8 1 号、諮問第 2 号の 3 件の議案を日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 3 として議題とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後 3 時 4 3 分休憩

〔教育長 朝倉 聡君退場〕

午後 3 時 4 3 分再開

○議長（福田 茂樹君） 再開します。

追加日程第 1 議案第 8 0 号

○議長（福田 茂樹君） 追加日程第 1、議案第 8 0 号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） ただいま上程されました、議案第80号、教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本町教育委員会教育長として御活躍いただいております朝倉聡さんの任期が、本年9月30日をもって満了いたします。朝倉さんは平成24年10月1日に教育委員に就任され、教育長として豊かな見識と情熱を持って本町の教育行政に御尽力いただいているところでございまして、教育長として適任であり、引き続き任命したいと存じます。

つきましては、朝倉聡さんを本町教育委員会教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いをいたします。

○議長（福田 茂樹君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。（「討論」と呼ぶ者あり）

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、池田議員。

○議員（3番 池田 雅俊君） 先ほど町長から提案のあった教育長の人事に関する議案について、反対の立場から、その理由について討論をいたします。

本人事案件に上がっている朝倉氏について、私が議員になってから3年間見えてきて、第1に新小学校の校舎問題について、議会からの再三にわたる三朝町教育について教育ビジョンを示してから新校舎問題を語るべきという要求に対して、オウム返しのように三朝町民が誇りに思える多様な教育に対応できる新築の小学校建設が望ましいと、統合準備委員会の答申を繰り返すのみで、教育行政のトップとして確固たるポリシーをお持ちのように決して見えないこと。

第2に、教育現場に足しげく通い、今、学校現場は、児童生徒は、教職員はどうなっているのか、担当している教員の指導力に何ら問題はないか、といったことを直接自分の目と耳で確認することを余り実施されておらず、実践的指導力が欠落していると断ぜざるを得ない。したがって、本町の教育行政、教育実践において、ガバナビリティーを全くといっていいほど発揮していないこと。

第3に、教育委員会委員との会合において、何ら説明もしてないコンセンサスのとれていない

案件を議会に示してくるなど、教育委員会委員との意思疎通を十分な形で図っていると言いがたいこと。

第4に、議会全員協議会の場において、議員の発言に対して労を欠く言動を行い、後日謝罪はしたものの、これは地方自治の根幹をなす二元代表制の一元を担う議会を軽視していると思えない。このように、議会との調和を図れない姿は、町民の負託を受けている議員を蔑視しているとしか言わざるを得ず、これは主権者たる町民への背信行為であるとも受け取れるものであり、こういったことは議員及び議会として甚だ受け入れがたいところのものであること。

第5に、三朝町の教育現場に必要な人材確保のための行動が全くもって不十分であること。

少なくとも、今取り上げた5つのことに関しては、教育長として最低限満たしていただかなければならないものであります。しかしながら、朝倉氏にはそれが見当たらないと思うのは、決して私だけではないように思われます。

よって、この人事案件は否決することを相当と考え、反対討論といたします。議員各位におかれましては、否決に御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は、起立によって採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立をお願いします。本案、執行部案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 茂樹君） 起立少数です。よって、本案は、同意しないことになりました。

追加日程第2 議案第81号

○議長（福田 茂樹君） 追加日程第2、議案第81号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 議案第81号、教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本町教育委員会委員として御活躍いただいております吉田恵彦さんの任期が、本年9月30日をもって満了いたします。吉田さんは平成24年10月1日に教育委員に就任され、豊かな見識

と情熱を持って本町の教育行政に御尽力いただいておりますが、任期満了で御退任いただくこととなりました。吉田さんの任期中の功績に対しまして、深く感謝申し上げる次第でございます。

吉田さんの後任には、三朝町大字山田143番地、大丸満壽さんを任命したいと存じます。大丸さんは鳥取大学工学部を昭和48年3月に卒業され、その後、昭和53年に三朝町役場に奉職され、平成16年4月1日から平成21年3月末に退職されるまで、三朝町教育委員会事務局教育総務課長として町教育行政の推進に尽力してこられました。また、三朝中学校PTA会長を初めPTA役員を歴任されるなど、学校教育を初め青少年教育に情熱をささげておられました。つきましては、大丸満壽さんを本町教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） しばらく休憩します。

午後3時54分休憩

〔教育長 朝倉 聡君入場〕

午後3時54分再開

○議長（福田 茂樹君） 再開します。

本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することと決定いたしました。

追加日程第3 諮問第2号

○議長（福田 茂樹君） 追加日程第3、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） ただいま上程されました、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長がその候補者について議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱することとなっております。本町には現在3名の人権擁護委員がおられ、有間昭人さんの任期が平成28年12月31日をもって満了いたします。有間さんは、平成22年1月1日から人権擁護委員として高い識見と情熱を持って御尽力いただき、人権擁護委員として適任者であります。つきましては、有間昭人さんを引き続き人権擁護委員に推薦したく、本議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（福田 茂樹君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案の被推薦者は、適任であると決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、本案の被推薦者は、適任であると決しました。

○議長（福田 茂樹君） 以上をもって、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 茂樹君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて、平成28年第5回三朝町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 5 7 分閉会
